

3. 教員・教員組織

1. 全学の教員組織

2015(平成27)年5月1日現在

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
神学部	神学科	6	0	2	0	0	0	0	0	8	0	-	
神学部 計		6	0	2	0	0	0	0	0	8	0	-	
文学部	英文学科	11	1	2	0	0	0	0	0	13	1	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
	外国語学科	17	2	4	0	0	0	0	0	21	2	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
文学部 計		28	3	6	0	0	0	0	0	34	3	-	
商学部	商学科	10	0	2	0	0	0	0	0	12	0	-	
	経営学科	7	0	6	0	0	0	0	0	13	0	-	
商学部 計		17	0	8	0	0	0	0	0	25	0	-	
経済学部	経済学科	10	1	7	0	0	0	0	0	17	1	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
	国際経済学科	8	1	3	0	0	0	0	0	11	1	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
経済学部 計		18	2	10	0	0	0	0	0	28	2	-	
法学部	法律学科	12	0	8	0	1	0	0	0	21	0	-	
	国際関係法学科	5	0	6	0	0	0	0	0	11	0	-	
法学部 計		17	0	14	0	1	0	0	0	32	0	-	
人間科学部	児童教育学科	15	0	3	0	0	0	0	0	18	0	-	
	社会福祉学科	8	1	6	0	0	0	0	0	14	1	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
	心理学科	6	0	3	0	2	0	0	0	11	0	-	
人間科学部 計		29	1	12	0	2	0	0	0	43	1	-	
国際文化学部	国際文化学科	16	1	9	0	0	0	0	0	25	1	-	特任等：特別教員：任用期間3年以内、就業年齢の範囲内まで更新可能、就業年齢満70歳まで
国際文化学部 計		16	1	9	0	0	0	0	0	25	1	-	

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
法学研究科	法律学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経営学研究科	経営学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経営学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
文学研究科	英文学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	フランス文学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
文学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済学研究科	経済学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神学研究科	神学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人間科学研究科	人間科学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人間科学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際文化研究科	国際文化専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際文化研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法務研究科(専門職)	法曹養成専攻	10	4	2	1	0	0	0	0	12	5	-	特任等：実務家教員：任期5年以内、 再任妨げない、定年満70歳
法務研究科 計		10	4	2	1	0	0	0	0	12	5	-	
(その他の組織)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
言語教育センター		-	-	-	-	-	-	7	7	7	7	-	特任等：外国語教員：契約期間3年以内、 通算雇用期間5年の範囲内で更新可能
博物館		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		141	11	63	1	3	0	7	7	214	19	-	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。

2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。

3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。

4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。

5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。

6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。

7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。